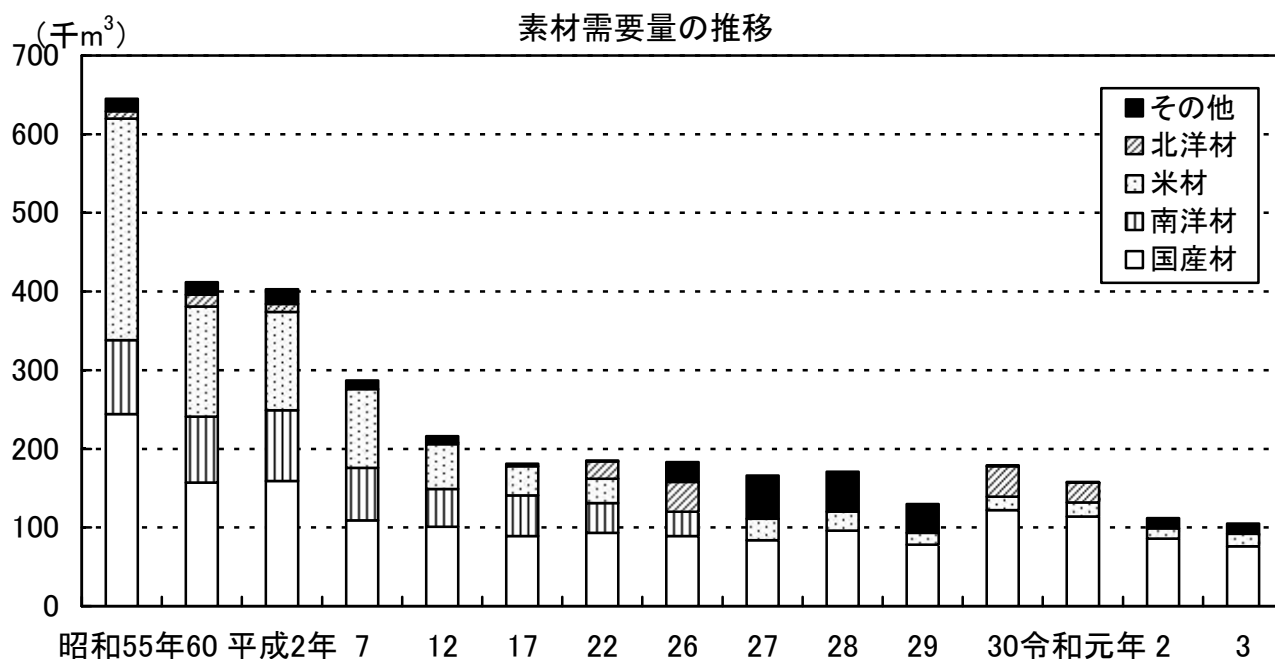
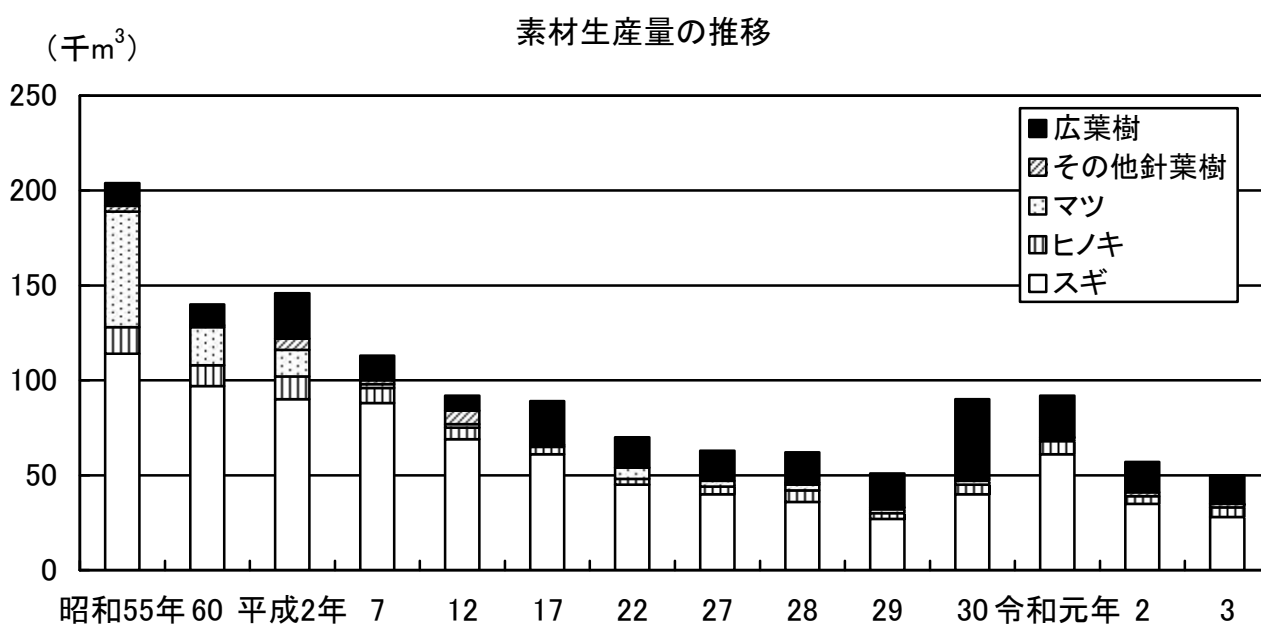


5. 林産物の需給

(1) 木材の需給



注：「その他」は出典のその他と産地非公開の合計



令和3年の素材需要量は前年より7千m³減少し105千m³であった。このうち国産材は76千m³、輸入材は29千m³であった。輸入材のうち産地と量が公開されているのは米材16千m³で、産地非公開の木材が13千m³ある。(なお、R2年度グラフは「その他」を加算し修正した。)

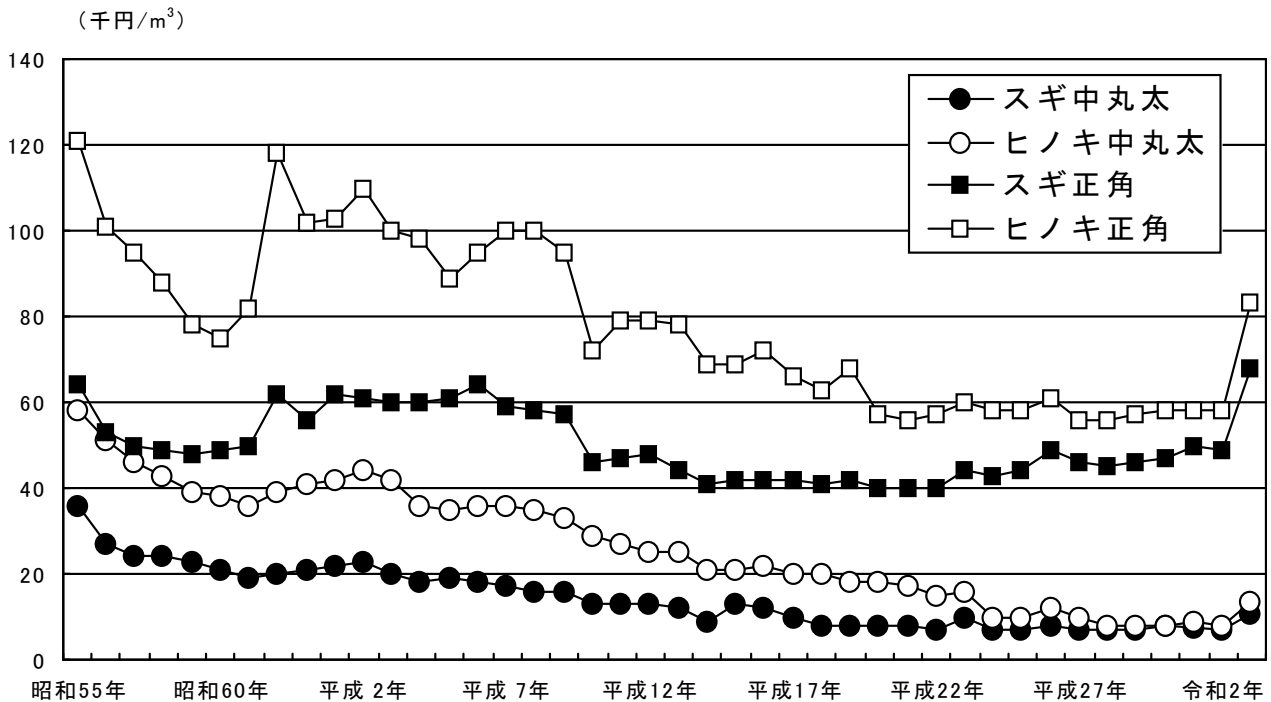
県内素材生産量は、前年より8千m³減少し50千m³で、樹種別ではスギ28千m³、ヒノキ5千m³、その他針葉樹2千m³、広葉樹が15千m³となっている。

県内の素材生産を所有形態別にみると、国有林で6千m³、民有林は前年より11千m³減少し、44千m³であった。

製材出荷量は22千m³となっている。

(2) 木材価格

木材価格の推移



昭和55年をピークに低迷を続けていた木材価格は、昭和62年から平成2年にかけて好調な住宅建設に支えられて緩やかに上昇したものの、平成2年の後半から円高による外材の大量入荷が続き低下した。

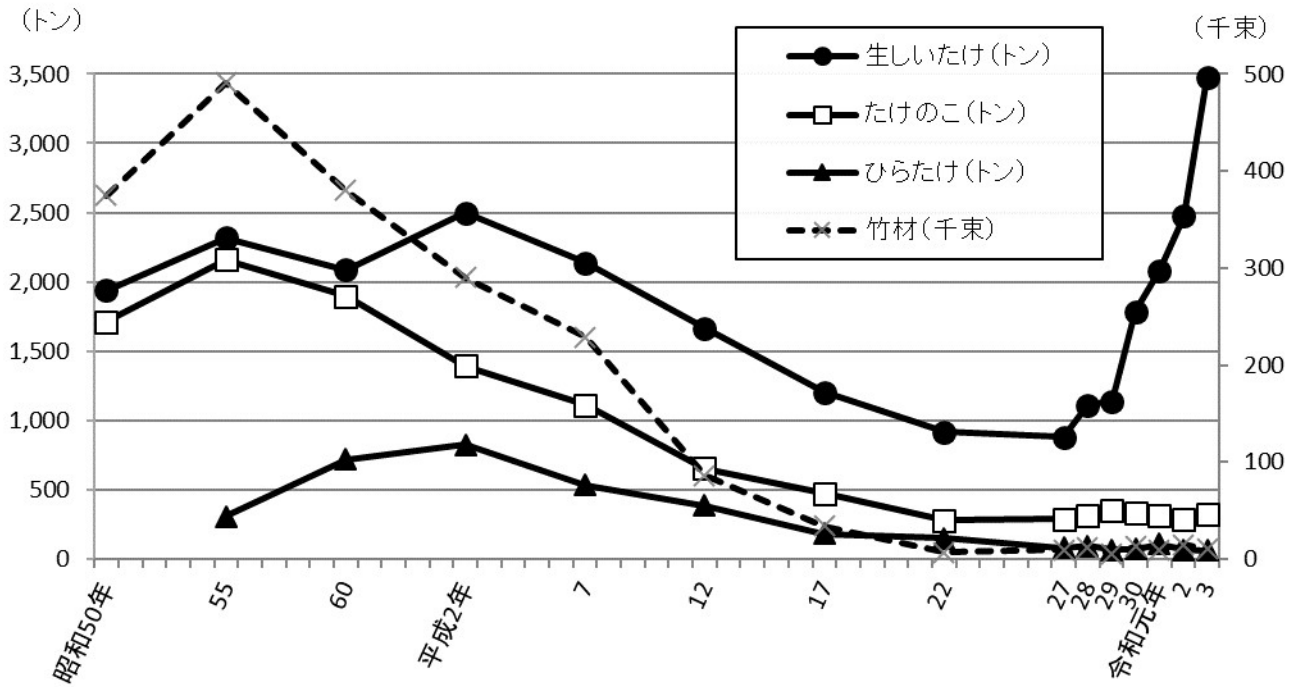
平成3年以降も景気の後退により低下傾向が続き、平成7～8年にやや持ち直したものの、平成10年には再び下落、以降低迷していたが、令和3年には世界的な木材需要の高まりやコンテナ不足により国産木材の代替需要が生じ、特に製材品で価格が上昇した。

令和3年の素材の平均価格は、スギ中丸太が10,583円/m³で前年から3,750円上昇（前年度比155%）、ヒノキ中丸太が13,458円/m³で前年から5,333円（前年度比166%）上昇している。

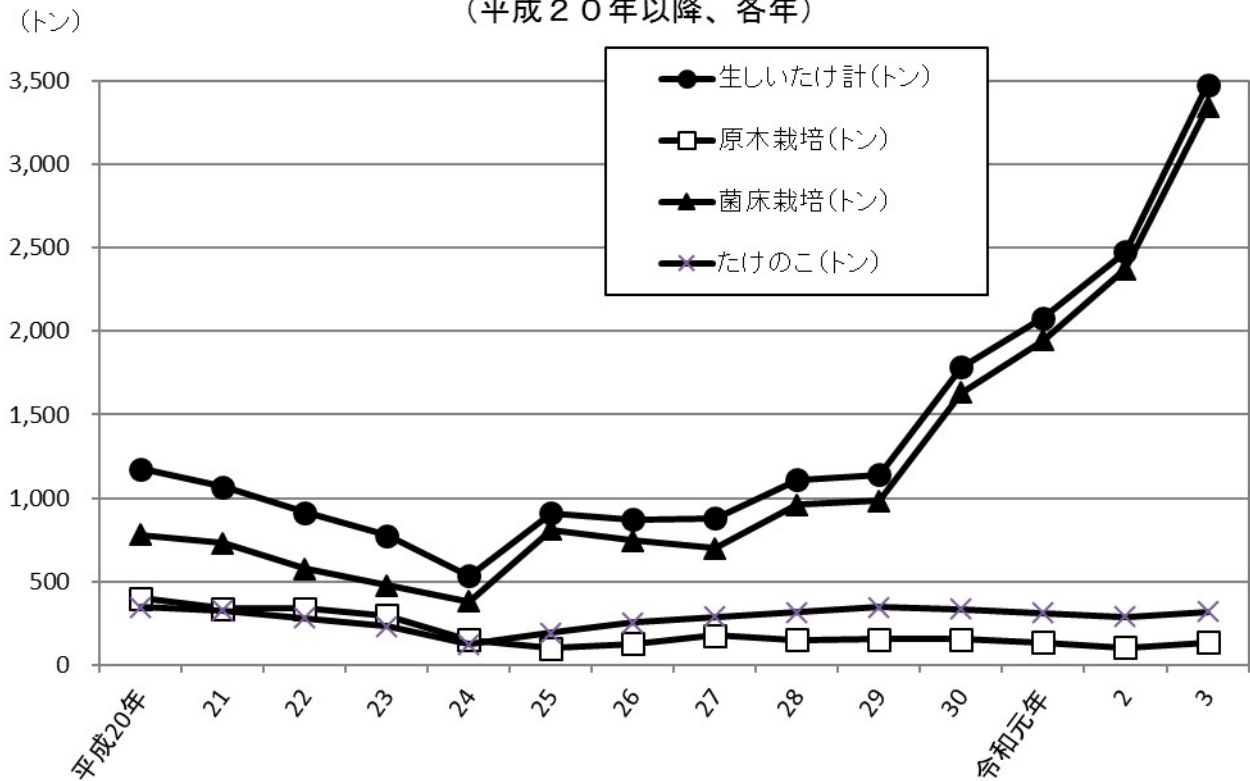
製材品は、スギ正角（10.5cm角、長さ3.0m）が67,750円/m³で前年から19,083円上昇（前年度比139%）、ヒノキ正角（10.5cm角、長さ4.0m）が83,417円/m³で前年から25,417円上昇（前年度比144%）している。

(3) 特用林産物の需給

主要特用林産物生産量の推移



生しいたけ（栽培方法別）及びたけのこ生産量の推移 (平成20年以降、各年)



(令和3年特用林産物生産統計調査（農林水産省）より作成)

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、原木しいたけ（露地栽培）、原木しいたけ（施設栽培）、たけのこが平成24年3月31日以前は暫定規制値（500Bq/kg）、平成24年4月1日以降は基準値（100Bq/kg）を超過し、一部市町村で出荷が制限されたことや、当面の指標値（50Bq/kg）を超えるしいたけ原木・ほだ木は出荷用には使用できなくなったことなどにより、これらの特用林産物は平成23～24年に生産量が急落した。

原木しいたけについては、千葉県しいたけ原木緊急確保事業による安全なしいたけ原木の供給や生産工程における放射性物質低減対策の取組により、原木しいたけ（露地栽培）及び原木しいたけ（施設栽培）が、平成26年3月19日に1市で各1名の生産者に限り出荷制限が解除され、以降、安全が確認された生産者から順次、出荷制限・出荷自粛が解除されている。

原木しいたけの生産量は、事故前3カ年（平成20年～22年）平均を100とすると、平成25年の28から、平成26年は35、平成27年は50、平成28年は42、平成29年は43、平成30年は42、令和元年は37、令和2年は29、令和3年は37と、平成27年まで回復傾向であったものが、平成28年以降は減少傾向にある。

なお、生しいたけ（原木しいたけ＋菌床しいたけ）の生産量は、平成25年に急回復し、平成30年以降急上昇しているが、これは菌床しいたけの生産量が増加したためである。

たけのこについては、年々、放射性物質濃度が減少しており、平成25年10月23日に6市町全域で出荷制限・出荷自粛が解除され、平成26年春期から出荷可能となり、平成28年9月21日に我孫子市が出荷制限を解除されたことで、出荷制限・出荷自粛は全市町解除された。

その結果、たけのこの生産量は、事故前3カ年（平成20年～22年）平均を100とすると、平成24年の39から、平成29年は110、平成30年は105、令和元年は98、令和2年は91、令和3年は101と、事故前の水準と同程度まで回復している。

出荷制限・出荷自粛中の市（令和4年8月31日現在）

・原木しいたけ（露地栽培）

我孫子市（H23. 10. 11出荷制限～）、君津市（H23. 10. 11出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、流山市（H23. 11. 18出荷制限～）、佐倉市（H23. 12. 22出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、印西市（H24. 2. 23出荷制限～H28. 1. 25一部解除）、白井市（H24. 4. 10出荷制限～）、千葉市（H24. 4. 18出荷制限～H29. 2. 15一部解除）、八千代市（H24. 4. 18出荷制限～）、山武市（H24. 5. 16出荷制限～H26. 3. 19一部解除）、富津市（H24. 11. 14出荷制限～H26. 10. 14一部解除）、成田市（H25. 1. 24出荷自粛～H28. 8. 31一部解除）

・原木しいたけ（施設栽培）

山武市（H24. 5. 16出荷制限～H26. 3. 19一部解除）、富津市（H24. 11. 14出荷制限～H26. 11. 20一部解除）、君津市（H24. 12. 14～H26. 10. 14一部解除）

出荷制限解除済の市町（令和4年8月31日現在）

・たけのこ

木更津市（H24. 4. 5出荷制限～H25. 10. 23解除）、市原市（H24. 4. 5出荷制限～H25. 10. 23解除）、八千代市（H24. 4. 11出荷制限～H25. 10. 23解除）、船橋市（H24. 4. 12出荷制限～H25. 10. 23解除）、芝山町（H24. 4. 18出荷制限～H25. 10. 23解除）、柏市（H24. 4. 11出荷制限～H27. 1. 22解除）、白井市（H24. 4. 11出荷制限～H27. 1. 22解除）、栄町（H24. 4. 6出荷制限～H28. 1. 14解除）、我孫子市（H24. 4. 6出荷制限～H28. 9. 21解除）

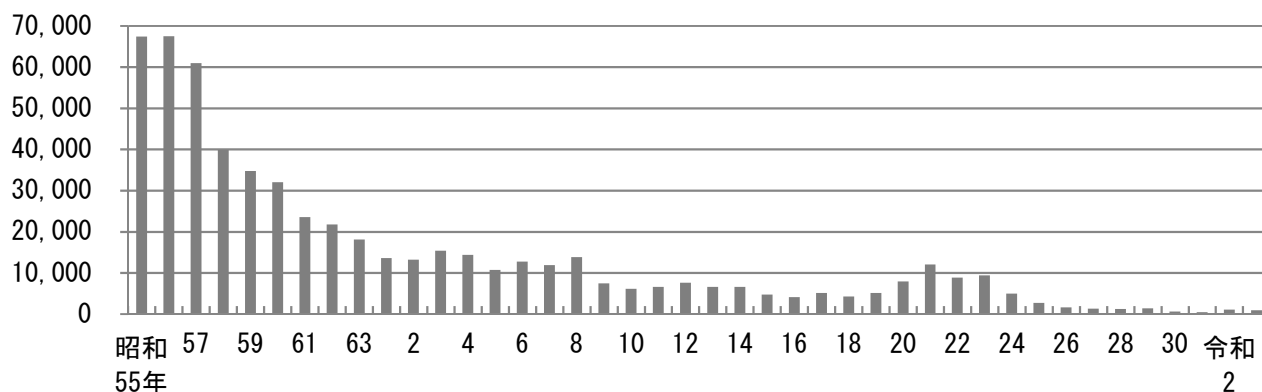
なお、原木しいたけの出荷制限は、露地栽培と施設栽培で区分されているが、統計上の区分はない。

6. 森林の保護

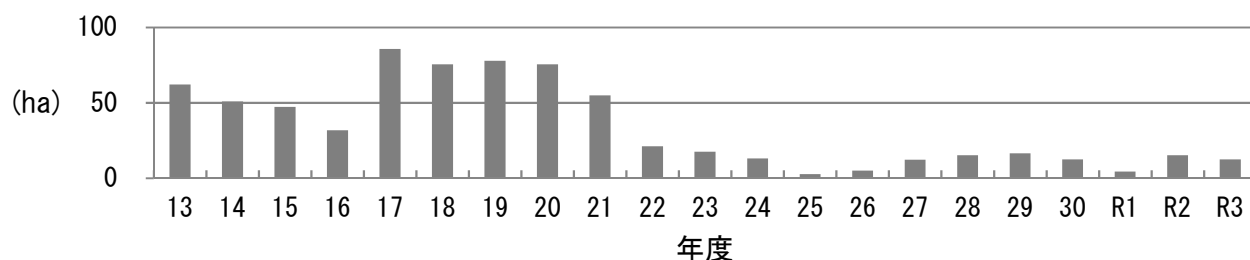
(1) 森林病虫害の防除

—松くい虫被害対策及びサンプスギ林の再生—

松くい虫被害量の推移



スギ非赤枯性溝腐病被害対策の実績



(注) 平成9～16年度はサンプスギ溝腐病総合対策事業、平成17～21年度はサンプスギ林再生事業、平成22～24年度は被害森林再生・資源循環促進事業、平成25～30年度はサンプスギ林再生・資源循環促進事業、令和元年度からはサンプスギ林総合対策事業

ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害は、昭和22年に君津市で確認され、県中央部(夷隅・長生・千葉)に拡大した後、松林が集中する北総地域にまん延し、昭和56年には被害量が67千 m^3 と最高値を示した。

その後、薬剤散布及び被害木駆除等の各種防除対策を実施してきた結果、被害量は徐々に減少し、平成19年度までは約4～5千 m^3 で落ち着いていた。しかし、平成20年度から九十九里海岸地域で被害量が増加し、平成21年度は約1万2千 m^3 の被害量となり、平成23年度は安房地域で被害が急増し、約9千 m^3 の被害量となった。平成24年度以降は減少傾向にあり、令和3年度は約900 m^3 となっている。そのため、今後は、保安林等公益的機能の高い松林を中心に生活環境や自然環境に配慮しながら従来の防除を徹底するとともに、より効果的な被害対策を検討する必要がある。また、疎林化した松林の再生のために育種事業や治山事業等と連携し総合的に対策を講じていく。

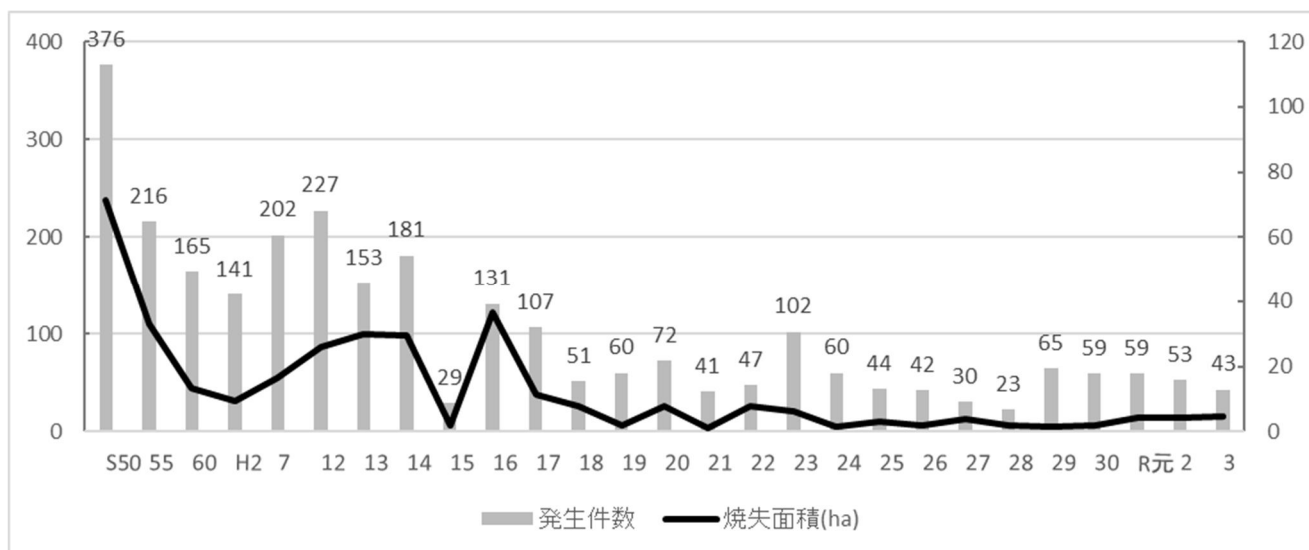
イ スギ非赤枯性溝腐病被害対策

スギ非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の再生のため、被害木の伐倒・搬出及び伐採跡地の植栽等を計画的かつ総合的に実施し、健全で活力ある森林への再生を図った。令和3年度には、伐倒・搬出12.48ha、植栽5.34haを実施した。

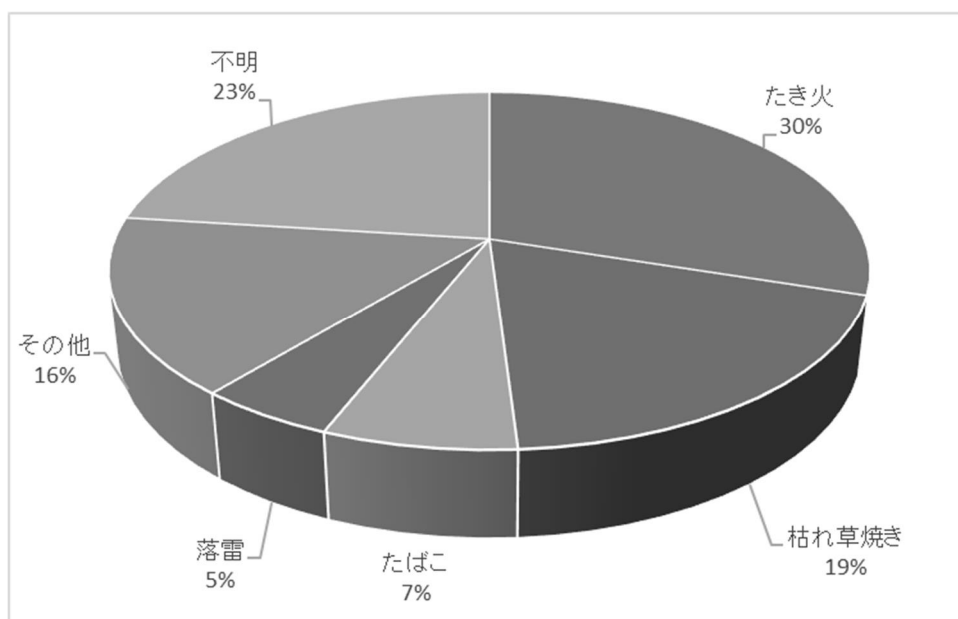
(2) 林野火災

―件数、面積ともに近年横ばい―

林野火災の発生状況の推移



令和3年次 林野火災の原因別内訳



令和3年次の林野火災による焼失面積は4.5ha、出火件数は43件で、前年と比較すると焼失面積が0.38ha増加した。

発生件数を時期別にみると、火災の発生しやすい気象条件となる1～3月が全体の59%を占めており、原因別にみると、「たき火」が30%で最も多く、「枯れ草焼き」が19%でこれに次いでいる。

令和3年度は令和2年度と同様に、春期に全国山火事予防運動を通じ、県民に防火意識の啓発を図った。

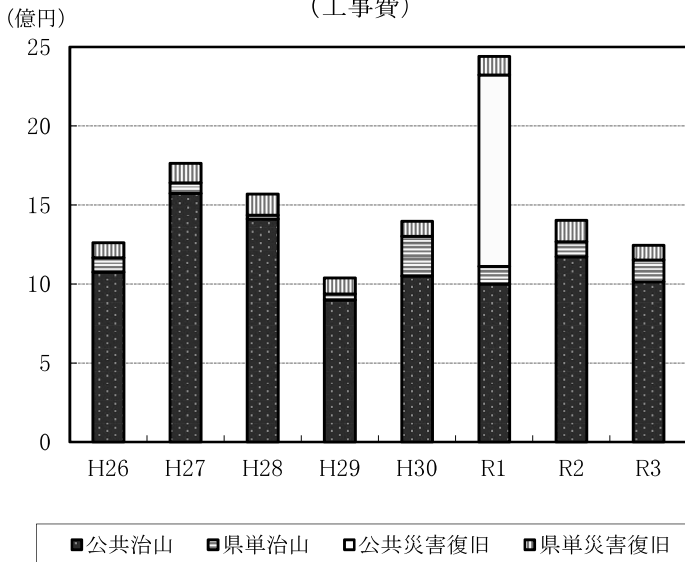
7. 森林の保全

(1) 治山

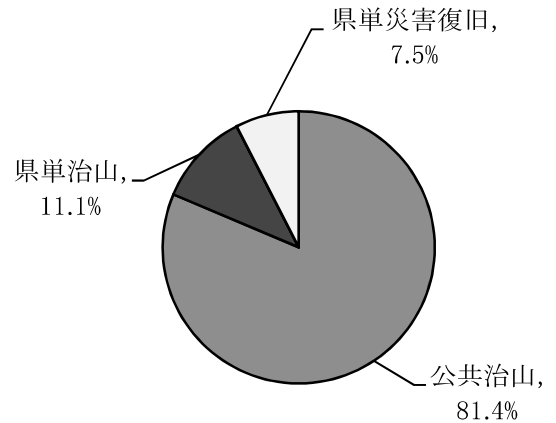
—森林のもつ公益的機能の維持増進—

年度別治山事業の実績

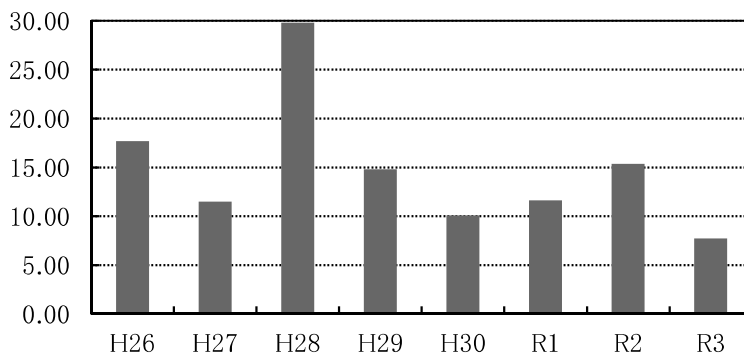
(工事費)



令和3年度治山事業別内訳
(工事費:総額1,245百万円)



(ha) 海岸県有保安林の整備状況(植栽面積)



治山事業は、山地に起因する災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等森林のもつ公益的な機能を高度に発揮させるため、国庫補助事業により実施している。

本事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」、「治山緊急措置法」（平成15年4月1日に「治山治水緊急措置法」から改正）の3法に基づいて実施してきたが、平成16年3月31日に「治山緊急措置法」が廃止となり、平成16年度以降は、「森林法」、「地すべり等防止法」の2法に基づき実施している。

また、治山事業の補完的意味合いを持つものとして市町村が実施する事業を支援している県単事業については、事業目的の効率化を図るため従来の補助県単治山事業を平成18年度から小規模治山緊急整備事業に編成し直し、令和3年度は5市町に対して補助を行っている。

半島地形で長い海岸線を持つ千葉県は、飛砂及び潮害防備を目的とする約1,000haの海岸県有保安林を保有している。近年の松くい虫による被害に加え、震災により津波の被害を受けたことから、治山事業により県有保安林の再生を図っている。

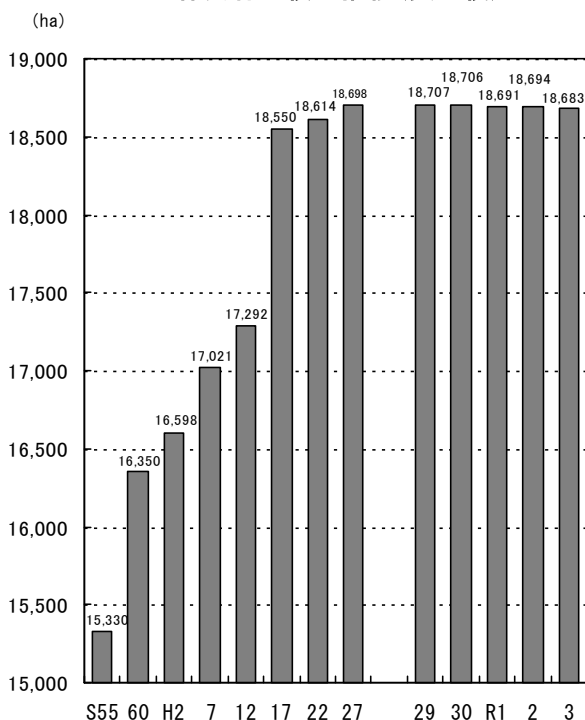
※工事費＝工事請負費＋委託料＋補償費＋使用料・賃借料＋原材料費（事務費は除く）

※工事費の実績額＝当該年度最終予算－不用額＝当該年度執行額＋翌年度繰越額

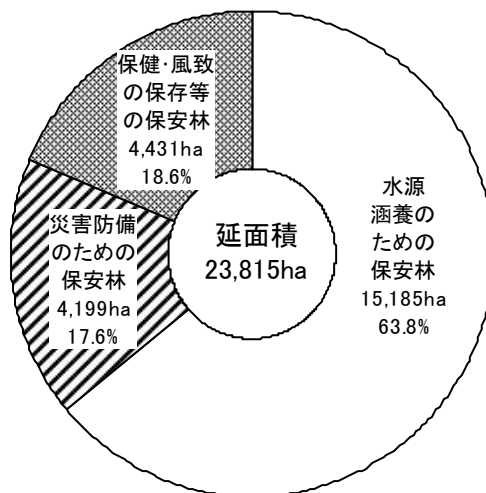
(2) 保安林

—県民の生活を守る保安林—

保安林面積の推移(実面積)



保安林の構成割合(延面積)



森林は、木材を供給するほか、水源の涵養や山地災害の防止、津波や高潮の被害の軽減、美しい景観や保健休養などの場を提供するなど、多くの公益的な働きを持っている。

こうした森林の中で、特に重要な役割を果たすべきものを、「森林法」に基づき保安林に指定し、その働きが失われないよう伐採の制限や植栽の義務などを課している。

保安林の面積は、令和4年3月末現在、18,683haで、県土面積の3.6%、森林面積の12.6%を占めている。保安林の種類別構成割合は、水源涵養のための保安林が63.8%、災害防備のための保安林が17.6%、保健風致の保存等の保安林が18.6%となっている。所有形態別では、国有林が36.4%(6,799ha)、民有林が63.6%(11,884ha)となっている。

また、水源の涵養や保健を目的とする保安林の指定を積極的に推進するとともに、保安林の持つ機能の維持・向上を図るため、特に県有保安林について、計画的な除間伐、下刈等の管理作業を実施している。

(3) 公益的機能の経済的評価

5,456億円／年（全国では年間約70兆円）



資料：千葉県森林研究センター『千葉県の森林が有する公益的機能の経済的評価』試験研究成果発表会
資料—林業部門—

日本学術会議『地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について（答申）』、
2001年

森林には、木材等林産物を供給する経済的機能と、県民生活を災害から守り心豊かな生活を提供する公益的機能とがあり、県民の福祉の向上に役立っている。この公益的機能について、公共財あるいは環境材として経済的に評価した場合、どの程度のものであるかを示す目安として、首都圏に位置する本県の自然を保全し、活用する場合の参考資料の一つとするため、県全体の森林をマクロ的に試算してみた。

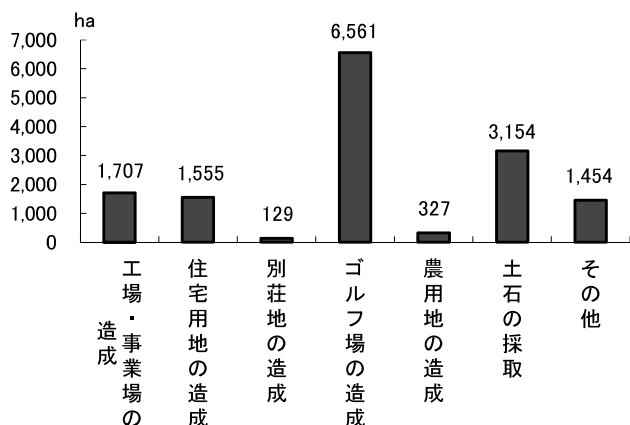
なお、試算は環境材と同様の性質を持つ代替材のデータ、つまり、代理市場データを使用することにより評価する「代替法」及び「ヘドニック法」により求めた。

(4) 林地開発

—秩序ある森林の開発—

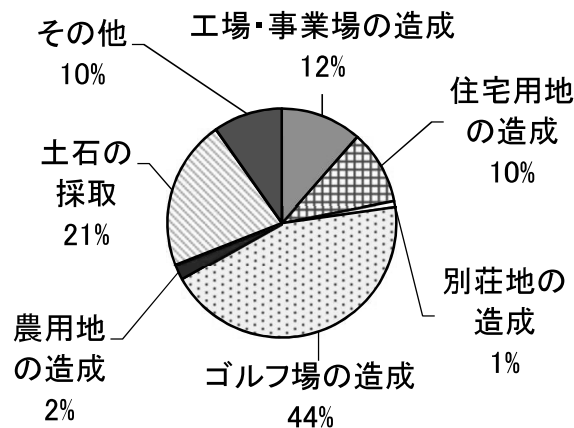
林地開発許可実績（面積）

（昭和50年度～令和3年度）

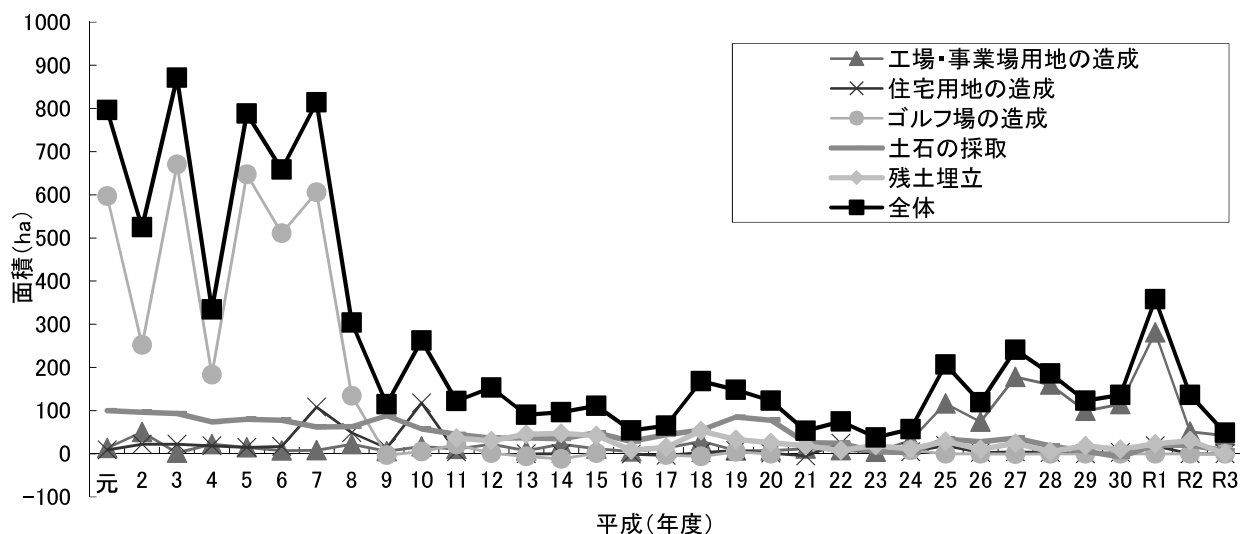


林地開発許可面積割合

（昭和50年度～令和3年度）



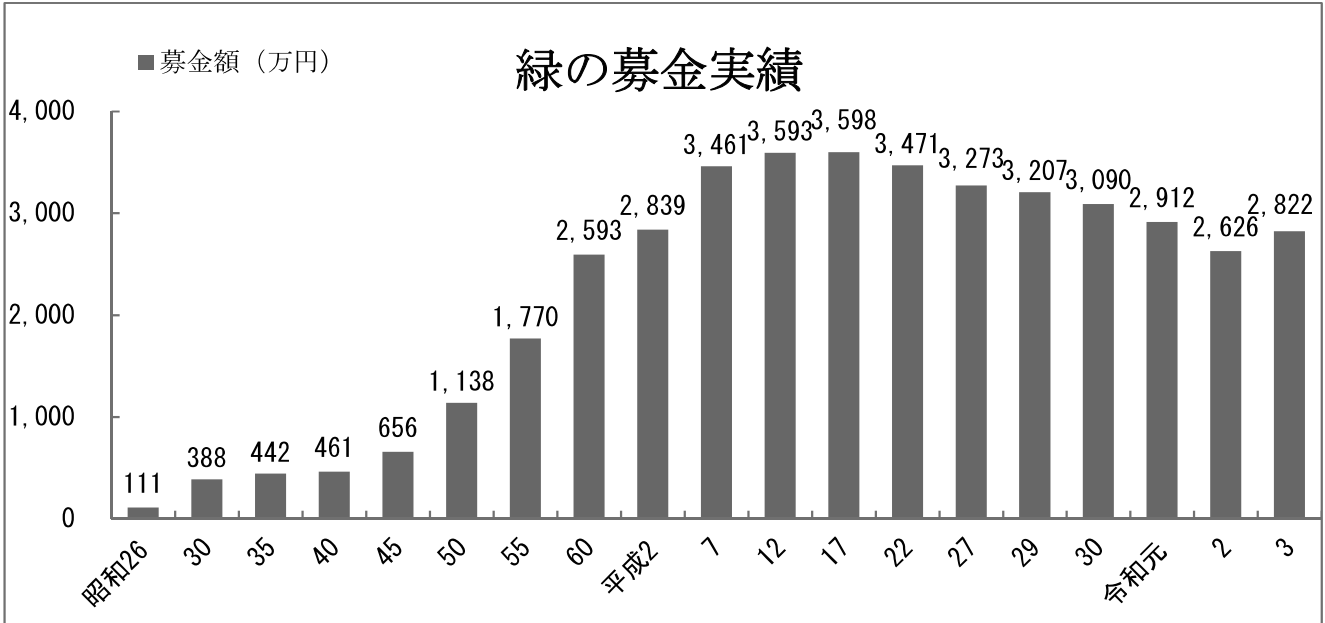
林地開発許可面積の推移



令和3年度の森林法に基づく林地開発許可状況は、許可件数で38件（前年度48件）、許可面積で49ha（前年度136ha）となっており、太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可が落ち着き、許可件数や許可面積は減少しており、とりわけ、許可面積は半分以下に減少している。

開発の目的別で見ると許可件数及び許可面積では共に太陽光発電施設の設置を目的とした「工場・事業場用地の造成」が最も多く、許可件数では12件で全体の約32%、許可面積では25haで全体の約51%を占めている。

8. みどりづくり



公益社団法人千葉県緑化推進委員会資料

—県民参加のみどりづくりを進める—

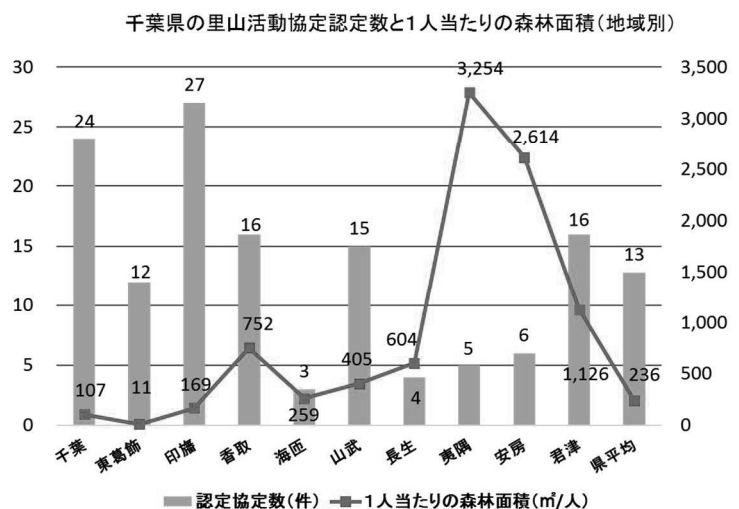
森林に代表されるみどりは、その恵みを通じて私たちの暮らしをさまざまな面から支えており、県民のみどりに対する関心やニーズは大きな高まりを見せている。

このようななか、みどりづくりへの県民参加の重要性について普及・啓発を図るため、県と公益社団法人千葉県緑化推進委員会は、森林ボランティアの育成や青少年への緑化推進・森林環境教育等を協働して実施している。

また、戦後の荒廃した森林の復興を目標に昭和26年から始まった緑の羽根募金は、平成7年度に制定された緑の募金法により「緑の募金」に引き継がれ、令和3年度の募金実績は28,221千円で、寄せられた募金は、各種の普及啓発やみどりづくりに役立てられている。

9. 里山活動

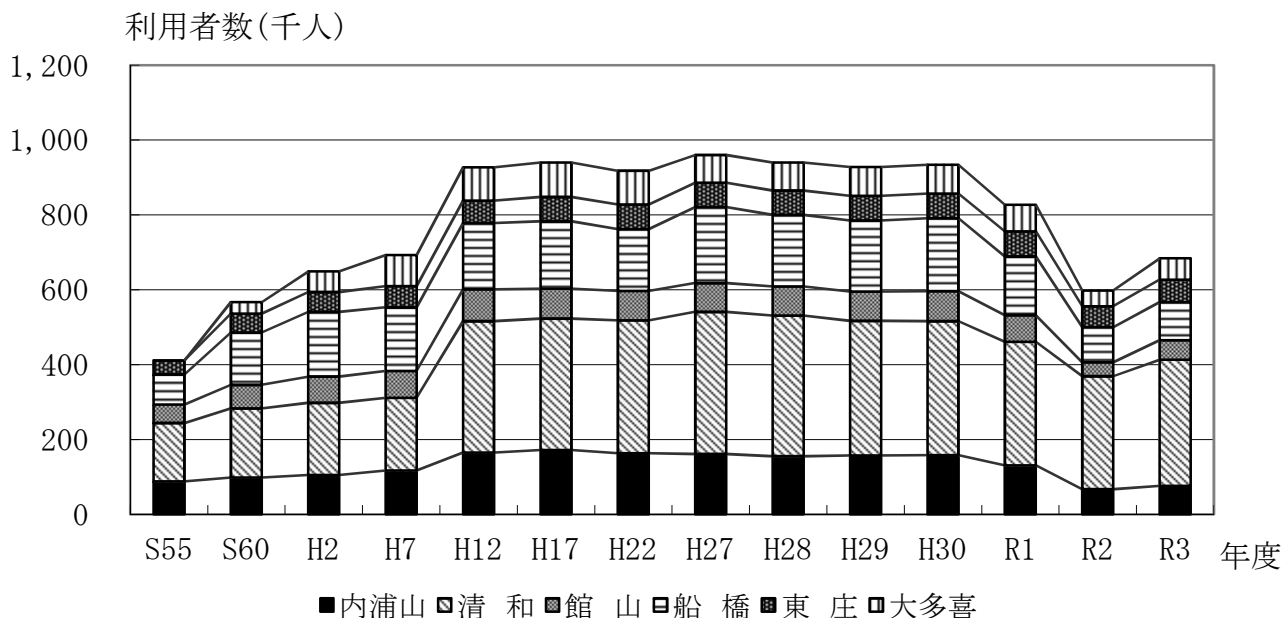
「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(千葉県里山条例)に基づき、県民による里山活動を促進する多様な取組みを展開した結果、里山活動協定の認定件数は、令和3年度末現在で128件、対象となる里山の面積は約197ヘクタールとなっている。地域別には、森林の多い県南部よりも、森林の少ない県北部の方が、都市住民の参加による活動が盛んであり、多くの協定が締結されている。



県は、令和3年度里山活動促進事業(業務受託者:特定非営利活動法人ちば里山センター)において、安全講習会、「ちばの里山スクール(里山の活用を促進するための講習会)」「ちばの里山ミーティング(情報共有・意見交換会)」を実施し、里山活動団体の活動促進につながる支援を行った。

10. 森林レクリエーション

県民の森利用者の推移



—森林レクリエーションの場の充実—

県民の自然とのふれあい志向や健康への関心が高まる中で、森林の持つ保健休養機能の充実が求められている。そこで、健康と癒しの森30選を選定するとともに、県民の森にセラピーコースを設置している。

県民の森は、県下に6か所（内浦山・清和・館山・船橋・東庄・大多喜）設置されており、豊かな自然とのふれあいの場や健全な野外レクリエーション施設として、最近では年間約68万人の利用者に親しまれている。

県民の森は、それぞれの地域の特性を活かし、県民の利用形態及び自然環境の保全に配慮しながら、ログキャビンやキャンプ場の設置等施設の充実を図ってきたところである。令和3年度の主な整備内容は、内浦山県民の森において、総合センター空調機修繕、浴室ボイラー関係修繕等を実施し、清和県民の森において、遊歩道等災害復旧工事、ロッジ村キャビンウッドデッキ修繕を実施し、館山野鳥の森において、遊歩道災害復旧工事、高圧真空遮断器修繕等を実施し、船橋県民の森において、第一駐車場支障木伐採を実施し、東庄県民の森において、弓道場床修繕を実施し、大多喜県民の森において、ログキャビン空調機更新を実施した。

また、各県民の森では、利用者サービスの向上や経費節減等を目的として導入した指定管理者制度による管理を平成18年度から実施してきており、各種イベントの開催、工作体験の常時指導、その他森林に親しめる催し物の開催など、管理者による創意工夫したサービスを行い、利用者の増加に努めている。